

学校法人麻生教育学園役員等退任功労金規程

第1条 この規程は、学校法人麻生教育学園役役員並びに評議員の退任功労金について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、本学園寄附行為第五条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、本学園の教職員を兼ねて理事として就任した者及び本学園の教職員を兼ねることなく理事として就任した者のうち、理事職を本務する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、本学園寄附行為第五条第2項に規定する評議員をいう。

第3条 退任功労金は、役員（非常勤の役員を除く）が退任又は在任中死亡したときに、私立大学退職金財団の交付基準を準用し支給する。なお、この額の計算は、退任時に役員に支給していた役員報酬月額に私立大学退職金財団の交付基準の交付率を掛けた額とする。ただし、不正その他の責に帰すべき事由により退任する場合は、その限りではない。

2 死亡したときの退任功労金は、これを遺族に支給する。

3 遺族の範囲及び支給順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

第4条 退任功労金は、在任中特に功労のあった役員、若しくは在任中死亡した役員又は15年以上在任した役員、その他特別の事情ありと理事長が認めた役員に対して理事会に諮り、私立大学退職金財団の交付基準を準用し支給する。

第5条 評議員の退任功労金は支給しない。

第6条 本学園は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえ、理事会の議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、学校法人麻生学園（以下「麻生学園」という。）から引続き選任された常任役員の第3条に規定する在任期間については、当該常任役員が麻生学園に在任した期間を通算するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、学校法人九州情報大学(以下、「九州情報大学」という。)から引き続き選任された常任役員の第3条に規定する在任期間については、当該常任役員が九州情報大学に在任した期間を通算するものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。